

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1)雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - (2)雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる 前の失業は 対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21（2009）年3月31日以降）に離職された方は、平成22（2010）年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
※ただし、平成21（2009）年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
役場本庁 住民税務課国保税担当にお尋ねください。

【お問い合わせ先】 役場本庁 住民税務課国保税担当 電話 22 - 3037

花瀬自然公園 アルバイト募集に〆〆

本町では、夏休み期間に花瀬レクリエーション村（花瀬公園プール・花瀬公園キャンプ場）を開村するため、左記条件によりアルバイト員を募集します。

勤務場所

花瀬公園プール
花瀬公園キャンプ場

仕事内容

プール監視人
キャンプ場補助員

期間

平成22年7月17日（土）～
平成21年8月31日（火）

勤務時間

午前9時から午後5時まで

時給

630円

募集人員

約15名（3名の交代制）

応募資格

高校生以上の者
（錦江町居住者優先）

※募集期間

6月30日（水）まで

お問合せ先

錦江町役場田代支所
地域振興課

☎ 25 - 2511